損害保険代理店における別個登録制度の起源と変容

―代理店監督の「単位」をめぐる制度史的考察―　上

KIBAN㈱代表取締役CEO／保険代理店経営学研究所 所長
花岡 慎

第1章　問題提起―2026年9月11日の監督指針改正案

2026年9月11日、金融庁は「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正案を公表し、10月13日を期限とする意見募集を開始した。改正案は、2024年6月の「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書と、同年12月の金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書の提言を踏まえ、企業内代理店に関する規制の再構築、独占禁止法遵守態勢の構築、企業向け損害保険商品のモニタリングの高度化を柱とするものである。その中に、目立たないが制度史的には重要な項目が含まれている。改正案の概要資料が「別個登録の廃止」として独立に掲げる、監督指針Ⅲ―2―1（1）④ウの削除である。



【花岡慎（はなおか・まこと）氏のプロフィル】1992年東京海上（現東京海上日動）入社。営業、人事企画、商品開発等に従事。中央省庁への出向、MBA取得を経験。2014年アニコム損保入社、執行役員。18年同社取締役に就任し、事業拡大に携わる。22年からアニコムホールディングス監査役。その後、大手広域保険代理店の取締役副社長として経営・ガバナンス・M&Aに携わる。26年KIBAN㈱代表取締役CEO。現在に至る。

同規定は、保険代理店の主たる事務所と同じく、独立して損害保険会社と取引を行う従たる事務所について、主たる事務所とは別個に登録することを認めるものである。これにより、一つの法人の本店と支店が、登録上は別々の代理店として扱われ得る。金融庁は概要資料において、法令上は「一代理店一登録」であるにもかかわらず、損保代理店については一つの代理店が支店を複数登録することも認められてきたと説明している。そのうえで、一連の不祥事を踏まえて代理店のガバナンス・体制整備の強化が求められるなか、同一法人でありながら支店ごとに異なる損害保険会社の教育・管理・指導を受ける業務運営は、代理店のガバナンスの観点から統一性を欠き、顧客本位の業務運営に支障が出るおそれがあるとして、規定の廃止を提案している。

一見すると、これは登録事務の整理にすぎない。しかし、なぜ同一法人の複数の事務所を独立した代理店のように扱う必要があったのか、なぜ法律の原則と異なる取扱いが長く維持されてきたのかと問うていくと、行政が「一つの代理店」をどの単位で把握してきたのかという、損害保険代理店制度の根本に関わる問題に行き着く。本稿の目的は、別個登録の起源から、その機能の変容を経て廃止が提案されるに至る過程をたどり、代理店監督の単位が、保険会社との取引単位から、自ら経営責任を負う法人へと移行してきたことを示すことにある。

損害保険代理店については、代理店の法的地位、保険募集規制、代理店制度の変遷、販売チャネル、保険会社との関係などの観点から研究が蓄積されており、日本損害保険協会の年史などの業界史料も、戦後の代理店格付制度、代理店制度の改定、代理店の統合・大型化の経緯を記録している。しかし管見の限り、別個登録について、その起源、成立の背景、当時の代理店構造との関係、機能の変容、そして廃止に至る過程を一貫して検討した研究は見当たらない。本稿は、代理店制度史を「単位」という観点から読み直す試みである。なお以下では、当局が明示した説明と、筆者が制度の比較から導く解釈とを区別して記述する。

第2章　出発点としての募取法―「代理店」という単位

戦後の損害保険代理店登録制度は、1948年に制定された「保険募集の取締に関する法律」（以下「募取法」）に出発点を持つ。同法は、生命保険募集人と損害保険代理店等を登録し、その募集を取り締まることにより、保険契約者の利益を保護し、あわせて保険事業の健全な発達に資することを目的とした。同法は「生命保険募集人」と「損害保険代理店」を別個に定義し、それぞれに登録義務を課した。登録申請書の記載事項は、氏名・商号又は名称、住所又は事務所の所在地、委託保険会社の商号又は名称、他に営む業務の種類とされ（3条2項）、損害保険代理店については法人による申請も予定されて、定款や代表者に関する書面、財務書類などの添付が求められた（同条4項）。登録を受ける者を単位とし、事務所はその記載事項の一つとする構造は、この時点で既に定まっていたのである。生命保険では戦後長く営業職員という個人が販売制度の中心を占めたのに対し、損害保険では「代理店」という組織が、登録上の主要な単位として制度化されたのである。

生保と損保のこの違いは、登録の在り方にも関わっている。募取法は、生命保険会社が他社の委託を受けている生命保険募集人に募集を委託することを禁じ、生命保険募集人が他社の委託を受けて募集することも禁じていた（10条）。生命保険募集人は、法律上一社専属とされていたのである。これに対し損害保険代理店にはこうした制限がなく、一つの代理店が複数の保険会社と取引することができた。現行の監督指針においても、別個登録は「独立して損害保険会社と取引を行う」従たる事務所を対象とする損保代理店に固有の取扱いであり、生命保険募集人について同様の規定は置かれていない。支店ごとに異なる保険会社と独立して取引する実態が生じ得たのは損保の側だけであり、そのことが、別個登録が損保に固有の制度として生まれた背景の一つであったと考えられる。

もっとも、ここでいう代理店は、独自の経営方針や内部管理を備えた経営主体として構想されていたわけではない。募取法は損害保険代理店を、損害保険会社の委託を受けてその保険会社のために契約の締結を代理する者と定義し、代理店が募集について保険契約者に加えた損害の賠償責任を委託保険会社に負わせた（11条1項）。しかも、委託保険会社が相当の注意を尽くした場合の免責を定める但書は生命保険募集人についてのみ置かれており、損害保険代理店については、委託保険会社がより重い責任を負う構造であった。代理店は組織として登録されながら、その制度上の位置は保険会社との委託関係に強く依存していた。組織としての主体性は認められつつも、経営主体としての自律性は限定的なものとして把握されていたと言える。この点が、別個登録を理解する第一の手がかりとなる。

第3章　1949年の質疑応答―「保険募集の実態を知りたい」

別個登録の原型とみられる取扱いは、少なくとも1949年まで遡ることができる。塙善多『損害保険代理店100年の歩みと今後の展望』に収録された1949（昭和24）年10月10日付銀保第1250号の抜粋によれば、同文書は、募取法に基づく損害保険代理店の登録事務について、各損害保険協会地方委員会との間で行われた質疑応答を送付したものであり、そこでは、代理店が法人の場合に支店も登録を要するかという問いに対し、法律上は1代理店1登録であるが、将来の免許制への移行等も考え合わせて保険募集の実態を知りたいので、その職能が本店と同じである支店、すなわち独立して保険会社と取引する支店は登録してほしい、したがって単に募集のみを行う支店は登録を要しない、という趣旨の回答がなされている（注1）。本稿は原文書そのものは確認できておらず、同書所収の抜粋に依拠している。2026年の概要資料が廃止理由の冒頭で「一代理店一登録」の原則に触れたことと照らし合わせれば、原則と例外という同じ構図が、77年を隔てて制度の始まりと終わりに現れていることになる。

この回答から読み取れることは三つある。第一に、支店であることは登録の理由とされていない。判断の基準は、本店から独立して保険会社と取引する機能を持つか否かにあった。登録の単位を決めていたのは法人の組織図ではなく、保険会社との取引関係であった。第二に、支店登録の目的は、行政が保険募集の実態を把握することに置かれていた。独立して保険会社と取引する拠点は、それ自体が一つの募集の現場であり、行政はその所在と実態をつかもうとしたのである。将来の免許制への移行が念頭に置かれていたことは、この実態把握が、監督を強める方向での制度整備の準備として位置づけられていたことを示している。第三に、支店の登録は代理店の選択肢としてではなく、行政から代理店への要請として示されていた。

この第三の点は、後の変化を理解するうえで重要である。1949年の回答では、支店の登録は、行政が募集の実態を知るために代理店に求めるものであった。これに対し、1996年の保険業法施行後の旧事務ガイドラインは、代理店の本店と同じく独立して損害保険会社と取引を行う従たる事務所について、本店とは別個に「登録を行うことができる」と定めていた（注2）。この文言は、現行の監督指針にも引き継がれている。遅くともこの時期には、行政が募集の実態を把握するための要請が、一定の要件を満たす支店については代理店の側が選び得る取扱いへと性格を変えていたのである。もっとも、判断の基準そのものは変わっていない。1949年には「独立して保険会社と取引する」ことが行政が登録を求める基準であり、後年には、同じことが別個登録を認める要件となった。変わったのは基準ではなく、その基準に結びつけられた制度の機能であった。転換の正確な時期と行政上の経緯はなお特定できていないが、本考察の第6章で述べる機能の変容は、この性格の転換と表裏の関係にある。（つづく）

（注1）昭和24年10月10日付銀保第1250号（抜粋）。塙善多『損害保険代理店100年の歩みと今後の展望』（損害保険企画刊、昭和56年6月20日）141~143頁所収。

（注2）旧事務ガイドライン「金融監督等にあたっての留意事項について（第二分冊：保険会社関係）」3-2（1）③ロ及び同（注）1～3、3-2（2）②、3-2（8）、3-1-4（3）①。金融監督庁ウェブサイト掲載の平成12年5月12日最終改正版による（https://www.fsa.go.jp/p_fsa/guide/guidej/hoken/h009.html）。